

人事行政の運営等の状況を公表します。

町職員の給料、手当、勤務時間等は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、条例で定められています。幸田町の人事行政における公平性及び透明性を高めるため、町民の皆様に次の状況を公表します。

問合せ：人事秘書課人事秘書グループ 内線323・324

1 職員の任免及び職員数に関する状況について

(1) 職員採用の状況(平成29年度実施)

職種	受験者数			採用者数		
	男性	女性	計	男性	女性	計
一般事務職	38人	20人	58人	1人	2人	3人
保育士	4人	26人	30人	0人	3人	3人
消防職	7人	0人	7人	2人	0人	2人
土木技術職	4人	0人	4人	2人	0人	2人
建築技術職	1人	0人	1人	0人	0人	0人

(2) 職員の退職の状況(平成29年度)

単位：人

区分	退職理由				計
	定年	応募認定	自己都合	その他	
人数	3人	1人	5人	0人	9人

(3) 部門別職員数の状況(各年度4月1日現在)

単位：人

区分 部門	職員数			対前年増減数		平成30年の主な増減理由	
	平成28年	平成29年	平成30年	平成29年	平成30年		
一般行政部門	議会	3	3	3	0	0	
	総務	63	60	62	▲3	2	業務増による増員、年度途中退職を踏まえた一時的な増員等
	税務	18	18	18	0	0	
	民生	103	104	102	1	▲2	指定管理者による管理に伴う業務削減
	衛生	15	16	18	1	2	欠員補充による増員
	農水	11	11	11	0	0	
	商工	3	3	3	0	0	
	土木	24	22	22	▲2	0	
小計	240	237	239	▲3	2		
特別行政部門	教育	21	22	21	1	▲1	計上対象の変更
	消防	55	56	51	1	▲5	内部組織の共同設置及び退職者不補充による減員
	小計	76	78	72	2	▲6	
普通会計計	316	315	311	▲1	▲4		
公営企業等会計部門	水道	8	8	8	0	0	
	下水道	6	6	6	0	0	
	その他	13	14	14	1	0	
	小計	27	28	28	1	0	
合計	343	343	339	0	▲4		

備考

- 1 公営企業等会計部門の「その他」は、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の部門も含まれます。
- 2 職員数は、町長及び副町長を除いています。

2 職員の給与の状況について

(1) 人件費の状況(平成29年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成30年3月末現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
平成29年度	41,296人	147億9145万円	7億5812万円	31億2548万円	21.1%

備考 人件費には、特別職、嘱託員、各種委員等に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(特別職を除く。)

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末手当・勤勉手当	計 (B)	
平成30年度 当初予算	324人	11億5635万円	2億9921万円	4億8151万円	19億3707万円	598万円

備考 職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 職員の初任給の状況

区分	初任給
一般行政職	185,800円
高校卒	151,500円

(4) 平均給料月額、平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	300,300円	38歳7か月
技能労務職	241,400円	50歳1か月

(5) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況(平成30年4月1日現在)

区分	経験年数10年～14年	経験年数15年～19年	経験年数20年～24年
一般行政職	274,500円	320,400円	372,000円
高校卒	—	—	—

備考 経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数をいいます。

(6) 一般行政職の級別職員の状況(平成30年4月1日現在)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	課長・主幹	課長補佐	主任主査	主査	主事・技師	主事・技師	
職員数	7人	24人	31人	17人	29人	40人	34人	182人
構成比	3.8%	13.2%	17.0%	9.3%	15.9%	22.0%	18.7%	100.0%

備考 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(7) 職員手当の状況(平成30年4月1日現在)

区分	支給の内容	平成29年度支給実績														
		支給総額	支給対象職員数	1人当たり平均支給年額												
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 月額6,500円 子以外の扶養親族 1人につき月額6,500円 満22歳の年度末までの子 そのうち1人について月額10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人につき月額5,000円 	34,344,665円	131人	262,173円												
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家(借間) 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じ支給 最高月額27,000円 	12,659,400円	42人	301,414円												
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 部長級 88,500円 ・次長級 72,700円 課長級 62,300円 ・主幹級 45,700円 	35,585,316円	46人	773,594円												
時間外勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給 	107,854,270円	283人	381,110円												
地域手当	<ul style="list-style-type: none"> 給料、扶養手当及び管理職手当の3パーセントを支給 	36,547,561円	328人	111,425円												
特殊勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 危険、困難、不快等の特殊な勤務をした職員に支給(税務手当、消防業務手当、救急救命業務手当等) 	1,589,950円	55人	28,908円												
期末手当 勤勉手当	<ul style="list-style-type: none"> 支給割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.225月分</td> <td>0.85月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.375月分</td> <td>0.95月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.600月分</td> <td>1.80月分</td> </tr> </tbody> </table>		期末手当	勤勉手当	6月期	1.225月分	0.85月分	12月期	1.375月分	0.95月分	計	2.600月分	1.80月分	469,179,532円	337人	1,392,224円
	期末手当	勤勉手当														
6月期	1.225月分	0.85月分														
12月期	1.375月分	0.95月分														
計	2.600月分	1.80月分														
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者 1か月当たりの運賃相当額を支給 最高月額 55,000円 自動車等の交通用具使用者 <ul style="list-style-type: none"> 2km未満 0円 2km以上 5km未満 4,800円 5km以上 10km未満 7,800円 10km 8,500円 10km以上は1kmごとに800円を加算 	20,504,429円	237人	86,517円												

※職務の級等による加算措置があります。

退職手当	・支給率			
		自己都合	応募認定・定年	
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
	最高限度	47.709月分	47.709月分	
	・そのほか加算措置			
	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)			
		126,436,984円	9人	14,048,554円

(8) 特別職の給料・報酬等の状況(平成30年4月1日現在)

区分	報酬等の月額	期末手当	
町長	860,000円		
副町長	670,000円	6月期	1.575月分
議長	420,000円	12月期	1.725月分
副議長	330,000円	計	3.3月分
議員	300,000円		

3 職員の勤務時間・その他の勤務条件の状況について

(1) 職員の勤務時間(標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午~午後1時

(2) 主な休暇の種類

区分	付与日数	
年次休暇	1年当たり20日	
病気休暇	3か月を超えない範囲内で必要と認められる期間	
主な特別休暇	結婚休暇	連続する5日の範囲内の期間
	産前休暇	予定日までの6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)
	産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
	妻の出産	2日の範囲内の期間
	育児参加	妻の産前休暇又は産後休暇の期間において、5日の範囲内の期間
	子の看護	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に対し、5日の範囲内の期間
	忌引	親族に応じ、1日から7日までの連続する日数の範囲内の期間
	父母の追悼	1日の範囲内の期間
	夏季休暇	7月から9月までの期間内における6日の範囲内の期間
介護休暇	連続する6か月の範囲内	
組合休暇	30日の範囲内	
育児休業	3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間の範囲内	

(3) 年次休暇の取得状況(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

総付与日数(A)	総取得日数(B)	対象職員数(C)	平均取得日数(B/C)	取得率(B/A)
12,360日	3,301日	325人	10.2日	26.7%

(4) 育児休業及び部分休業の取得状況(平成30年4月1日現在)

育児休業取得状況				平成29年度中新たに育児休業を取得した者			
育児休業取得者数		部分休業取得者数		育児休業取得者数		部分休業取得者数	
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0人	12人	0人	3人	0人	3人	0人	0人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況について(平成29年度)

区分	人数	区分	人数
分限処分(休職)	2人	懲戒処分	1人

5 職員のサービスの状況について

(1) サービス制度に関する研修等の実施状況

地方公務員法に定められた町職員としての義務を周知徹底するため、新規採用職員研修、階層別研修等の際に、サービス制度に係る研修を実施しています。また、随時通知文等でサービス規律の徹底を図っています。

(2) 営利企業等への従事許可の状況

区 分	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員の地位を兼ねる場合	1件
自ら営利を目的とする私企業を営むもの(農業、不動産貸与等を含む。)	0件
報酬を得て事業又は事務に従事するもの	24件
計	25件

6 職員の研修及び人事評価の状況について

(1) 研修の状況(平成29年度)

研修区分	研修内容	参加人数
市町村振興協会研修センター	課長補佐、法制執務、地方税等の20コース	59人
西三河7市町職員研修協議会	新採後期、一般前期、現任係長等の6コース	49人
部内研修(町実施研修)	新採、政策課題研修等の7コース	125人
部外研修(民間研修機関研修)	地方公営企業会計入門等の5コース	11人
自治大学校	第3部特別課程	1人
国際文化アカデミー/市町村アカデミー	地域経営塾、地域産業のイノベーション	15人
名古屋大学	減災連携研究センター受託研究員 未来社会創造機構受託研究員	2人
愛知県市町村職員共済組合	メンタルヘルス(セルフケア)	1人

(2) 人事評価の状況

地方公務員法第23条の2第1項の規定により、次の表のとおり人事評価を実施しました。

概要	目標管理により目標の達成度等を評価する業績評価並びに職務遂行能力の発揮度及び執務姿勢を評価する能力評価の総合評価により評価します。	
評価基準日	1月1日 なお、1月から3月までの業績、能力及び態度については、評価基準日現在で確認された達成度又は進捗率から期末の業績を見込んで行います。	
評価期間	4月1日～翌年3月31日	
被評価者	全職員(再任用短時間勤務職員、嘱託員、非常勤職員等を含む。) ただし、育児休業、退職等により出勤していない職員は、評価期間中の勤務について人事評価を行います。	
処遇への反映	昇任昇給	翌年度の4月
	勤勉手当	4月から9月までの業績評価の結果は12月、10月から翌年3月までの業績評価の結果は翌年6月

7 職員の福祉及び利益の保護の状況について

(1) 共済組合負担金(平成29年度)

金額	1人当たりの負担金額
3億8167万円	1,125,859円

(2) 職員互助会(平成29年度)

金額	会員数	1人当たりの公費負担額
4,636,000	488人	9,500円

(3) 職員の健康管理に関する事業の実施状況(平成29年度)

区 分	受診者数
定期健康診断	146人
人間ドック	191人
脳ドック	24人

(4) 公務災害の状況(平成29年度)

通勤災害	公務災害
1	4件